

臨時駐車場整備に伴うクレーム

◎ 相談の内容

イベント企画会社から「来場者の臨時駐車場を整備したが、付近にある自動車販売会社から展示車両が汚れたので元に戻して欲しいとの要望があった。当日、担当者が現状を確認し、相手方の要望に添うこととした。1週間後、相手方から洗車費用約200万円の請求書が来た。請求金額は高額すぎると考えている。」との相談。

○ 聽取結果

- ・相手方は展示車両約100台の洗車費用約200万円を要求している。
- ・車両の砂埃は通常の気象条件でも発生する。
- ・当社の工事が影響したとしても高額すぎる。
- ・損害保険会社の見積りでは30万円が上限との試算。

○ 当番弁護士の指導

- ・工事と車両の砂埃との因果関係が明確ではない。
- ・因果関係を証明する責任は相手方自動車販売会社にある。
- ・実際に対応すべき損害については対応し、それ以上なら断る。
- ・元に戻すという相手方の要望は尊重しつつ、相談者側の見積金額を提示し、交渉に臨む。

○ 示談

- ・弁護士の指導に基づき相手方と交渉し、示談成立した。